

会社役員賠償責任保険 重要事項説明書

※申込書等への署名または捺印は、この書面の受領印をかねています。

本紙は、会社役員賠償責任保険の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご契約者と被保険者(補償を受けることができる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

ご契約いただく際は、パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお申し出ください。

本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「保険約款」をご参照ください。

保険約款については、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/baiseki/yakuin/covenant)にてご参照いただけます。

マークの
ご説明



保険商品の内容をご理解
いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1

商品の仕組み



会社役員賠償責任保険は、会社役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者(会社役員等)に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

- この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、弊社担当部署とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくことになります。なお、弊社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2

基本となる補償およびお支払いする保険金等

① 基本となる補償



■ 保険金をお支払いする場合

被保険者が会社役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。以下「行為」といいます。)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いするのは、損害賠償請求の原因となった行為またはその行為に関連する他の行為が遡及日以降に行われている場合に限ります。

※詳細は、「保険約款」でご確認ください。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次の事由は、被保険者ごとに個別に適用されます。

- ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)に起因する損害賠償請求
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ・被保険者に報酬、賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- ・政治団体、公務員、取引先の会社役員・従業員等に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求 等

●次の事由は、すべての被保険者に適用されます。

- ・遡及日より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ・初年度契約の保険期間の始期日(記名子会社の役員については、初年度契約の保険期間の始期日または会社が記名法人の子会社となった日のいずれか遅い日)より前に会社に対して提起されていた訴訟およびその中に申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に起因する一連の損害賠償請求
- ・この保険契約の保険期間の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を保険契約者またはいずれかの被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ・この保険契約の保険期間の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ・地震、噴火、洪水、津波その他の天災または戦争、内乱、変乱、暴動、騒じょうその他の事変に起因する損害賠償請求
- ・環境汚染、核物質の危険性、石綿(アスベスト)の有害な特性等に起因する損害賠償請求
- ・記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、その記名子会社が記名法人の会社法に定める子会社に該当しない間に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する損害賠償請求
- ・保険期間中に次に定める取引が行われた場合は、取引の発効日の後に行われた行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害。ただし、保険契約者または被保険者がその取引が行われた事実を遅滞なく弊社に対して書面により通知し、弊社が書面により承認した場合を除きます。
 - a.会社が第三者と合併すること、または会社の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
 - b.第三者が、会社の総株主の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。
- ・会社または被保険者が以下のいずれかの米国の法令に違反したと主張する申立てに基づく損害賠償請求
 - a.米国従業員退職所得保障法(ERISA法)
 - b.米国組織犯罪規制法(RICO法)
 - c.米国証券取引所法 等

※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、「保険約款」でご確認ください。

② お支払いする保険金

契約概要 注意喚起情報

■ お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

a. 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金。ただし、税金、罰金、料金、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金等の加重された部分や、被保険者と他人との間の約定によって加重された損害賠償金は、含みません。

b. 争訟費用

被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟や仲裁等の争訟によって生じた費用（被保険者または会社の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。）のうち、弊社が妥当かつ必要と認めた費用

※損害賠償責任の承認または争訟費用のお支払いにあたっては、弊社の事前の同意が必要ですのでご注意ください。

※a.の賠償金およびb.の争訟費用について、被保険者ごとに、以下により算出された金額をお支払いします。ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額を合計して、ご契約された保険期間中総支払限度額が限度となります。

$$\text{保険金をお支払いする損害の額} = \left(\text{被保険者が被った損害の合計額} - \text{被保険者 1名あたりの免責金額}^{\ast 1} \right) \times \text{縮小支払割合}$$

***1** 免責金額は、以下により算出された金額またはご契約にあたり設定する「1請求における役員1名あたりの免責金額」のいずれか低い額となります。

$$\text{被保険者 1名あたりの免責金額} = \frac{\text{ご契約の「1請求あたりの免責金額の上限」}}{\text{損害を被った被保険者の人数}}$$

※詳細は、「保険約款」でご確認ください。

③ 主な特約

契約概要

この保険契約には、「保険料に関する規定の変更特約条項」が自動的にセットされます。また、被保険者の範囲や特別の条件を定める特約条項がセットされることがあります。その内容は契約ごとに異なりますので、詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

④ 支払限度額・免責金額の設定

契約概要

支払限度額および免責金額については、次の点にご注意ください。

（1）支払限度額の設定

保険期間中総支払限度額を設定します。

（2）免責金額の設定

1請求あたりの免責金額の上限、1請求における役員1名あたりの免責金額を設定していただきます。損害の額が免責金額を超過する場合に、その超過額のみが保険金お支払いの対象となります。免責金額の適用方法については、「②お支払いする保険金」をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要 注意喚起情報

この保険の保険期間（保険のご契約期間）は、原則として1年間とします。

弊社の保険責任は、始期日の午後4時^{＊1}に始まり、満期日の午後4時に終わります。

＊1 申込書またはセットされる特約条項に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻から開始します。

※実際にお客様がご契約される保険期間については、申込書にてご確認ください。

3

保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約
概要

この保険の保険料は、対象とする会社の業種、支払限度額、免責金額、対象とする会社の総資産額、過去の損害発生状況等によって決定されます。

※実際にお客様にお支払いいただく保険料については、申込書にてご確認ください。

② 保険料の払込方法等

契約
概要

注意
喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約時に全額をお支払いいただく「一時払」と、複数の回数に分けてお支払いいただく「分割払」があります。「分割払」の場合は、保険料が割増となることがあります。

※具体的な保険料の額や、お選びいただける払込方法等、詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意
喚起情報

(1) 保険料は、保険証券に記載の払込期日までにお支払いください。

(2) 保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時にお支払いください。

※払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできることや、ご契約を解除させていただくことがあります。

※保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前になされた損害賠償請求による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

4

満期返れい金・契約者配当金

契約
概要

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

II

契約締結時におけるご注意事項

1

告知義務

注意
喚起情報

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

2

クーリングオフ

注意
喚起情報

この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフを行うことはできませんので、ご注意ください。

3

補償の重複に関するご注意

注意
喚起情報

(1) 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

(2) 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

1

通知義務



ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。

※通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

2

解約される場合



ご契約の解約については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

解約時に解約返れい金をお支払いする場合があります。

※解約に際しては、ご契約内容や解約の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。

※返還される保険料があっても、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

※ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

IV

その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。
- (2)ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご契約は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、弊社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

3 保険会社破綻時の取扱い等



引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人^{*1})またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

*1 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 先取特権

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

5 その他契約締結に関するご注意事項



- 代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約の内容に基づいて保険金をお支払いします。

- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続の経緯について確認させていただくことがあります。

6 事故が起こったとき

損害賠償請求を受けた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

(1)示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。なお、あらかじめ弊社の書面による同意がない限り、賠償責任を認めたり、争訟費用を支払わないでください。弊社が同意した法律上の損害賠償金および争訟費用のみが保険金のお支払いの対象となります。

(2)保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。

- ①保険金の請求書
- ②保険金をお支払いする場合に該当することおよび保険金をお支払いしない場合に該当しないことを証明する書類(取締役会配付資料、取締役会議事録、経営会議配付資料、経営会議議事録、稟議書、契約書等)
- ③損害賠償請求の原因となる事実および行為・状況等を確認できる書類
- ④損害賠償請求の訴訟等において両当事者および補助参加人が裁判所に提出した準備書面および書証ならびに各期日の経過報告書
- ⑤被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書または和解調書

- ⑥被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ⑦争訟費用の金額の根拠を示す明細書および支出を証明する領収書
- ⑧弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類(他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等を含みます。)
- ⑨被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑩弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3)保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

本紙で用いる用語解説

■契約者

保険契約の当事者(保険料をお支払いいただく方)であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。

■被保険者

補償を受けることができる方をいいます。

■遡及日

実際に設定する遡及日については、申込書および「保険約款」にてご確認ください。

■総支払限度額

弊社がすべての被保険者に対してお支払いする保険金の額を合計した上限額をいいます。

■支払限度額

弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

■免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

■記名子会社

記名法人の子会社の中で、保険証券の記名子会社欄に記載された法人をいいます。

■記名法人

保険証券の記名法人欄に記載された法人をいいます。

■払込期日

保険料をお支払いいただく期限をいいます(実際にお客様がご契約される払込期日については、申込書にてご確認ください。)。

■クーリングオフ

一定期間(8日間)を経過するまでに、保険契約申込みの撤回や解約ができる制度をいいます。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合は、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)

 **0120-650-350**



受付時間: 平 日 午前9時～午後6時

土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

 **0570-022808**

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平 日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110** 

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

全国の主要都市に営業課支社がございます。

上記弊社ホームページから最寄の課支社を検索いただけます。



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。